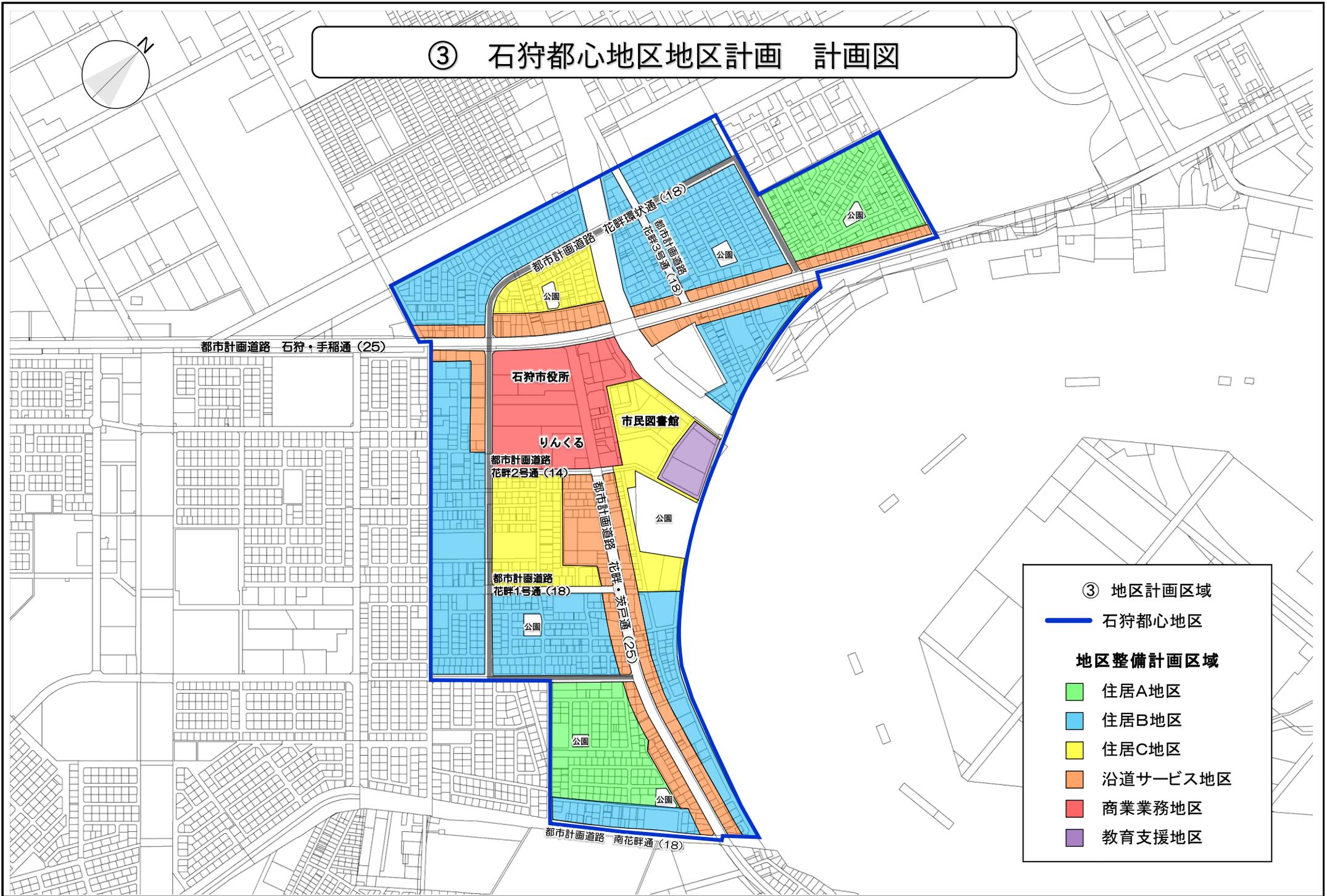


③ 石狩都心地区地区計画 計画図



③ 地区計画区域

— 石狩都心地区

地区整備計画区域

- 住居A地区
- 住居B地区
- 住居C地区
- 沿道サービス地区
- 商業業務地区
- 教育支援地区

※この図面は一般参考図です。詳細については窓口にてご確認ください。

<石狩都心地区> 地区計画における建築物等の制限内容（住居A地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項				
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
	地区計画による制限はありません ※基本用途である第一種中高層住居専用地域内の制限を受けます	180㎡	12m	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	○へいの高さ ・1.2m以下 (前面道路から) ○生垣 ・高さの制限はありません

建築物の壁面の位置の制限（モデル図）

住居A地区
(一種中高層)

(1)

$a+b \leq 3m$

部分の軒高 $\leq 2.3m$
面積 $\leq 5m^2$

(2)

$a+b \leq 3m$

部分の軒高 $\leq 2.3m$
面積 $\leq 5m^2$

(3)

$a+b \leq 3m$

部分の軒高 $\leq 2.3m$
面積 $\leq 5m^2$

凡 例	
—	地区計画 制限ライン
- · -	地区計画 3m緩和
■	地区計画 車庫等緩和

<石狩都心地区> 地区計画における建築物等の制限内容（住居B地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項				
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
	地区計画による制限はありません ※基本用途である第二種中高層住居専用地域内の制限を受けます	200㎡	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません

建築物の壁面の位置の制限（モデル図）

住居B地区
(二種中高層)

(1)

$a+b \leq 3m$

部分の軒高 $\leq 2.3m$
面積 $\leq 5m^2$

(2)

$a+b \leq 3m$

部分の軒高 $\leq 2.3m$
面積 $\leq 5m^2$

(3)

$a+b \leq 3m$

部分の軒高 $\leq 2.3m$
面積 $\leq 5m^2$

凡 例	
— (Red solid line)	地区計画 制限ライン
- · - (Pink dashed line)	地区計画 3m緩和
■ (Yellow)	地区計画 車庫等緩和

<石狩都心地区> 地区計画における建築物等の制限内容（沿道サービス地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項								
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限				
	<ul style="list-style-type: none"> ●建築できない建築物 ・専用住宅(一戸建ての住宅) 	200㎡	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません				
建築物の壁面の位置の制限(モデル図)									
沿道サービス地区 (二種住居) (近隣商業) (商業)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(1)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(2)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(3)</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: left;">—</td> <td>地区計画 制限ライン</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">※都市計画道路 「石狩・手稲通」 「花畔・茨戸通」 「南花畔通」 「花畔環状通」</p> </div>					凡 例		—	地区計画 制限ライン
凡 例									
—	地区計画 制限ライン								

<石狩都心地区> 地区計画における建築物等の制限内容（商業業務地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項				
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
	<p>●建築できない建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専用住宅(一戸建ての住宅又は長屋) 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿(ただし、1階が事務所、店舗その他これらに類するものを除く) 	200㎡	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません

建築物の壁面の位置の制限(モデル図)

商業業務地区 (商業)

(1)

(2)

(3)

凡 例	
—	地区計画 制限ライン

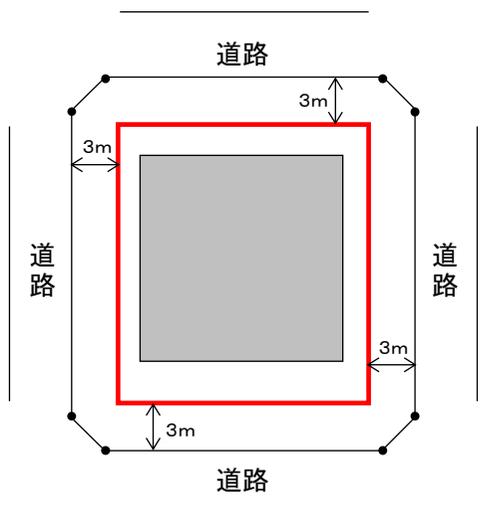
※都市計画道路
「石狩・手稲通」
「花畔・茨戸通」
「花畔環状通」
「花畔2号通」

<石狩都心地区> 地区計画における建築物等の制限内容（教育支援地区）

地区の細区分 (基本用途)	建築物等の制限に関する事項				
	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
	○建築できる建築物 1. 図書館、博物館その他市長が定めるもの	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません	地区計画による制限はありません ※看板等によって、北海道屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合があります	地区計画による制限はありません

建築物の壁面の位置の制限（モデル図）

(1)



凡 例	
	地区計画 制限ライン

教育支援地区
(準工業)